

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準

(1) 大気基準適用施設の排出基準

排出ガス中のダイオキシン類の排出基準は、施設の設置年月日及び種類により次のとおり定められています。

特定施設の種類	排出基準 (ng-TEQ/m ³)			標準酸素濃度 On
	～H9.12.1	H9.12.2～H12.1.15	H12.1.16～	
1 焼結炉	1	1	0.1	15
2 製鋼用電気炉	5	0.5	0.5	0s
3 亜鉛回収施設	10	10	1	
4 アルミニウム合金製造施設	5	5	1	
5 廃棄物焼却炉	4t/h以上	1	0.1	
	2t/h以上～4t/h未満	5	1	
	0.2t/h以上～2t/h未満	10	5	
	0.2t/h未満*	10	5*	

※平成9年12月2日から平成12年1月15日に設置された0.2t/h未満の廃棄物焼却炉のうち、火格子面積が2m²未満のものは排出基準が10ng-TEQ/Nm³です。

TEQ：毒性等量。ダイオキシン類のうち最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として他のダイオキシン類の毒性を表す換算係数(毒性等価係数:TEF)を決め、その係数により各ダイオキシン類の毒性の強さを換算したものを足し合わせた値。

(2) 水質基準対象施設に係る排出基準

水質基準適用事業場のダイオキシン類の排出基準は、次のとおり定められています。

特定施設の種類	排出基準 (pg-TEQ/L)
すべての施設	10

(3) 廃棄物焼却炉に係るばいじん及び燃え殻の処分方法

特定施設である廃棄物焼却炉から排出されるばいじん及び燃え殻の処分を行う場合には、次の基準以内になるように処理しなければなりません。

特定施設の種類	処理基準 (ng-TEQ/g)
廃棄物焼却炉	3

(注)平成12年1月15日より前に設置又は設置の工事がされていた廃棄物焼却炉である特定施設(ダイオキシン類対策特別措置法で規定する廃棄物焼却炉)から排出するばいじん、燃え殻については、次に掲げる方法により処分を行う限り、上記基準は適用しない。

- ①セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法
- ②薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法
- ③酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は精錬工程において重金属を回収する方法

【補正の方法】

ダイオキシン類の濃度は以下の式により算出された値とする。

$$C = C_s \cdot (21 - 0_n) / (21 - 0_s)$$

C : 0_n における濃度 (0°C、101.32kPa) (ng /m³)

C_s : 排ガス中の実測濃度 (0°C、101.32kPa) (ng/m³)

0_n : 酸素換算する酸素の濃度 (%)

0_s : 排ガス中の酸素濃度 (%) (ガス中の酸素の濃度が 20% を超える場合は $0_s=20\%$ とする。)